

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい

う。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) 四 使用済燃料の試験研究用等原子炉の炉心からの取出しの状況 五・六 (略) 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八～十四 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る)	(廃止措置計画の認可の申請) 第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) (新設) 四・五 (略) (新設) 六～十二 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に使用済燃料を試験研究用等原子炉の炉心から取り出して

一〇七 (略) (削る) 八 (略) 3 (略) 4 前項の場合には、第一項の申請書には、使用済燃料を炉心から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。 5 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第十六条の七 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第五号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3・4 (略)	いることを明らかにする資料 二八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 3 (略) 4 前項の場合には、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる資料に代えて、使用済燃料を炉心から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。 5 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第十六条の七 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3・4 (略)
--	--

（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第二条 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（廃止措置計画の認可の申請）		（廃止措置計画の認可の申請）	
第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提		第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提	

出しなければならない。ただし、第三号に掲げる事項については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用していた場合に限り、第四号に掲げる事項については当該核燃料物質の使用をしていない場合を除き、定めるものとする。

一・二 (略)

三 核燃料物質（使用施設を通常の方法により操作した後回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。）の使用施設からの取出しの状況

四 使用施設における核燃料物質の使用の終了

五・六 (略)

七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

八・十四 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

(削る)

出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三・四 (略)

(新設)

五・十一 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。

一 既に核燃料物質（使用施設を通常の方法により操作した後回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同

(削る) 一〇七 (略) 八 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第六条の三の二 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十四号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第五号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。ただし、同条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。	じ。)を使用施設から取り出していることを明らかにする資料 二 既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料 三〇九 (略) 十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十一 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第六条の三の二 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。ただし、同条第二項第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、同条第二項第二号に掲げる書類については当該
--	--

核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。

(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正)

第三条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則(昭和三十二年総理府・通商産業省令

第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

(廃止措置計画の認可の申請) 第七条の五の六 法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 核燃料物質（製錬施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。）の製錬施設からの搬出の状況 四・五 (略) 六 廃止措置に伴う放射線被ばく管理 七・十三 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る) 一・七 (略) (削る) 八 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第七条の五の七 法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者	(廃止措置計画の認可の申請) 第七条の五の六 法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) (新設) 三・四 (略) (新設) 五・十一 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に核燃料物質（製錬施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。）を製錬施設から搬出していることを明らかにする資料 二・八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第七条の五の七 法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者
---	---

は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に¹ついて、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係¹るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
--	---

(核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正)

第四条 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第九条の五 法第二十二條の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 核燃料物質（加工設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。）の加工設備本体からの取出しの状況 四・五 (略) 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七・十三 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る)	(廃止措置計画の認可の申請) 第九条の五 法第二十二條の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) (新設) 三・四 (略) (新設) 五・十一 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に核燃料物質（加工設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。）を加工設備本体から取り出していることを明らかにする

一、七 (略) 八 (削る) 八 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第九条の六 法第二十二條の八第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に^二ついて、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	資料 二、八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第九条の六 法第二十二條の八第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係^二るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
--	---

(使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正)

第五条 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（廃止措置計画の認可の申請） 第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	（廃止措置計画の認可の申請） 第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略) 三 回収可能核燃料物質の再処理設備本体からの取出しの状況 四・五 (略) 六 廃止措置に伴う放射線被ばく管理 七・十三 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る) 一・七 (略) 八 (略) 3 特定再処理施設（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）について法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。 一・二 (略) 4 前項の場合において、第一項の申請書には、第二項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める	一・二 (略) (新設) 三・四 (略) (新設) 五・十一 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料 二・八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 3 特定再処理施設（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。 一・二 (略) 4 前項の場合において、第一項の申請書には、第二項第二号から第十号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、
---	---

書類又は図面を添付しなければならない。 一 (略) 二 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書 5 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第十九条の六 法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に^二ついて、説明した資料を添付しなければならない。 3・4 (略)	当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。 一 (略) 二 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書及び回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出している場合にあつては第二項第一号の資料 5 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第十九条の六 法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係^二るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3・4 (略)
--	---

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第六条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（廃止措置計画の認可の申請） 第百十六条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画	（廃止措置計画の認可の申請） 第百十六条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画

を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一〇三 (略) 四 使用済燃料の発電用原子炉の炉心からの取出しの状況 五・六 (略) 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八〇十四 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る) 一〇七 (略) 八 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第一百七条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一〇三 (略)	を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一〇三 (略) (新設) 四・五 (略) (新設) 六〇十二 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料 二〇八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第一百七条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一〇三 (略)
--	---

四 変更に係る前条第一項第五号から第十四号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第五号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に ついて、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係 るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
--	---

(船舶に設置する原子炉 (研究開発段階にあるものを除く。) の設置、運転等に関する規則の一部
改正)

第七条 船舶に設置する原子炉 (研究開発段階にあるものを除く。) の設置、運転等に関する規則 (昭和五十三年運輸省令第七十号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下この条において「対象規定」という。) は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第三十二条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 五 (略) 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七 十三 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 七 (略) 八 (削る) 八 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請)	(廃止措置計画の認可の申請) 第三十二条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 五 (略) (新設) 六 十二 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 七 (略) 八 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 九 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請)

第三十二条の七 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十三号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	第三十二条の七 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
---	--

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第八条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（廃止措置計画の認可の申請） 第二十二條の七 法第五十一條の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 全ての坑道の閉鎖の状況 四・五 （略） 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七・十一 （略） 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。	（廃止措置計画の認可の申請） 第二十二條の七 法第五十一條の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 （略） （新設） 三・四 （略） （新設） 五・九 （略） 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

3 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に ついて、説明した資料を添付しなければならない。	3 (略) 九・十 (略) 二・八 (略) (削る) (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第二十二条の八 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて 準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次 の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出 しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四 (略)
3 (略) 2 前項の申請書には前条第一項第三号から第九号までに掲げる事 項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に ついて、説明した資料を添付しなければならない。	3 (略) 十一・十二 (略) 十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 二・九 (略) 一 全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第二十二条の八 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて 準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次 の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出 しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第九号までに掲げる事項 四 (略)

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正)

第九条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（廃止措置計画の認可の申請） 第三十五条の六 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない	（廃止措置計画の認可の申請） 第三十五条の六 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない

ない。	一・二（略）	三 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等の廃棄物管理施設からの搬出の状況	四・五（略）	六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理	七～十二（略）	2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。	（削る）	一～七（略）	（削る）	八（略）	3（略）	（廃止措置計画の変更の認可の申請）	第三十五条の七 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申
ない。	一・二（略）	（新設）	三・四（略）	（新設）	五～十（略）	2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。	一 既にその管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していることを明らかにする資料	二～八（略）	九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	十（略）	3（略）	（廃止措置計画の変更の認可の申請）	第三十五条の七 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申

請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に ついて、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係 るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
---	---

(使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正)

第十条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第四十三条の三の五 法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 使用済燃料の使用済燃料貯蔵施設からの搬出の状況 四・五 (略) 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七・十二 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る) 一・七 (略)	(廃止措置計画の認可の申請) 第四十三条の三の五 法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) (新設) 三・四 (略) (新設) 五・十 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に使用済燃料を使用済燃料貯蔵施設から搬出していることを明らかにする資料 二・八 (略)

（削る） 八（略） 3（略）	九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十（略） 3（略）
（廃止措置計画の変更の認可の申請） 第四十三条の四 法第四十三条の二十七第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略） 三 変更に係る前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項 四（略） 2 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3（略）	（廃止措置計画の変更の認可の申請） 第四十三条の四 法第四十三条の二十七第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略） 三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項 四（略） 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3（略）

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十一条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（廃止措置計画の認可の申請） 第百十一条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 （略） 四 燃料体の炉心等からの取出しの状況 五・六 （略）	（廃止措置計画の認可の申請） 第百十一条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 （略） （新設） 四・五 （略）

七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八 十四 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る) 一 七 (略) 八 (略) 3 (略) 4 前項の場合には、第一項の申請書には、燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。 5 (略)	(新設) 六 十二 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料 二 八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 3 (略) 4 前項の場合には、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書類又は図面に代えて、燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。 5 (略)
(廃止措置計画の変更の認可の申請) 第一百十二条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項	(廃止措置計画の変更の認可の申請) 第一百十二条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項

五 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第五号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に ついて、説明した資料を添付しなければならない。 3・4 (略)	五 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係 るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3・4 (略)
---	--

(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部
改正)

第十二条 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則
(平成二十年経済産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に
対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」とい
う。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その
標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第七十九条 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 全ての坑道の閉鎖の状況 四・五 (略) 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七・十二 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る) 一・七 (略) (削る) 八 (略)	(廃止措置計画の認可の申請) 第七十九条 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) (新設) 三・四 (略) (新設) 五・十 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料 二・八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略)

3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第八十条 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に¹ついて、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第八十条 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち²変更に係るもの³について説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和八年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前にされた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十二
条の八第三項において読み替えて準用する第十二条の六第三項、第五十一条の二十五第二項又は
第五十七条の五第二項の認可の申請であつて、この規則の施行の際、認可をするかどうかの処分
がされていないものについての認可の処分については、なお従前の例による。